

広島県告示第五百八十八号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十五条第三号の規定により二級建築士試験及び木造建築士試験の受験資格の認定を受けている者に係る学科の名称及び課程の変更を次のとおり認定した。

平成二十一年六月八日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 学校名

国立大学法人 広島大学
学校法人鶴学園 広島工業大学

二 学校及び学科の名称

変 更 前	変 更 後
国立大学法人 広島大学 工学部第四類（建設・環境系）社会基盤工学課程 学校法人鶴学園 広島工業大学 工学部建設工学科社会建設工学コース 学校法人鶴学園 広島工業大学 工学部建設工学科建築工学コース 学校法人鶴学園 広島工業大学 環境学部環境デザイン学科 環境マネジメントコース	国立大学法人 広島大学 工学部第四類（建設・環境系）社会基盤環境工学課程 学校法人鶴学園 広島工業大学 工学部都市建設工学科 学校法人鶴学園 広島工業大学 工学部建築工学科 学校法人鶴学園 広島工業大学 環境学部地域環境学科